

# 厚生委員会情報連絡

令和3年12月9日

情報連絡件名	頁
(1) 令和4年度児童手当法の一部を改正する法律の施行に伴う区の対応について・・・	2
(2) 「令和2年度足立区福祉110番（年次報告書）」の発行について・・・・・・・・	4

(福 祉 部)

# 厚生委員会情報連絡一覧表

件 名	内 容	日時及び 場所	P R の方法
<p><b>1 令和4年度児童手当法の一部を改正する法律の施行に伴う区の対応について</b></p> <p>所管課 【親子支援課】</p>	<p>子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律（令和3年法律第50号）が令和4年6月1日より施行される。</p> <p>主な改正内容は以下のとおり。</p> <p><b>1 所得上限額の創設</b></p> <p>現在、児童手当の所得制限限度額を超えた方には特例給付が支給されているが、令和4年6月分より年収約1,200万円以上の世帯（扶養人数3名の標準世帯については、別紙1参照）は支給対象外となる。</p> <p>対象外となる者：約1,000人 特例給付：児童1人につき5,000円</p> <p><b>2 現況届手続きの原則廃止</b></p> <p>現在、毎年6月に現況届の提出を求めているが、内容を住民記録等公簿で確認できる場合、提出を省略できることとなった。</p> <p>例外として、DVにより住民登録地と住所が違う方などは、引き続き現況届が必要となる。</p> <p><b>3 変更届の追加</b></p> <p>現況届の原則廃止に伴い、年金加入状況や養育者に変更があった方は、新たに区へ届け出が必要となる。</p> <p><b>4 その他</b></p> <p>システム改修 令和3年度末までに実施 予算措置 令和3年度12月補正で計上 13,545千円 国庫補助 補助率10/10</p>		<p>令和4年5月25日号あだち広報及び区ホームページに掲載、現在の受給者には5月末に個別通知予定</p>

## 特例給付・所得上限額の目安

扶養親族 等の数	所得制限限度額 (特例給付)		所得上限限度額 (支給対象外)	
	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人	622	833.3	858	1,071
1人	660	875.6	896	1,124
2人	698	917.8	934	1,162
3人	736	960	972	1,200
4人	774	1,002	1,010	1,238
5人	812	1,040	1,048	1,276

## 厚生委員会情報連絡一覧表

件 名	内 容	日時及び場所	P R の方法
<p><b>2 「令和2年度足立区福祉110番（年次報告書）」の発行について</b></p> <p>所管課 【高齢福祉課】 【足立区社会福祉協議会】</p>	<p>足立区福祉サービス苦情等解決委員会が令和2年度に審議した苦情・相談結果をまとめた報告書を発行する。（別添資料1参照）</p> <p><b>1 令和2年度の苦情・相談件数</b> 10件            （内訳） 高齢 5件                      障がい 5件                      保育 0件                      学童 0件</p> <p>※ 苦情の発生原因や事例を通じて福祉サービス事業者が問題点を理解し改善に取り組めるよう、本年次報告書では最近の傾向を分析し、類似点の多い事例（5事例）を取り上げた。</p> <p><b>2 周知方法</b>            区内介護事業所、障がいサービス事業所等関係機関には、区ホームページを活用して効果的に周知する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・あだち広報（12/10号）で報告書作成を周知する。</li> <li>・区ホームページに報告書全文を掲載する。</li> </ul>